faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らす
サポートマガジン

2018年
夏号

46 vol.

特集

「相続」が大きく変わる!
今、これだけは知って
おきたい民法(相続法)改正

司法書士の
役割が
さらに大きく!

コラム 今日から役立つコミュニケーション講座

連載 世界の偉人に学ぶ! 樋口一葉の名言から

Q&A 司法書士なんでも相談室

- 有限会社を株式会社に変更することはできる?
- 相続の悩み、弁護士と司法書士どちらに相談すればいい?

「相続」が大きく変わる！
今、これだけは知っておきたい
民法（相続法）改正

司法書士の役割がさらに大きく！

民法の相続分野のルール（相続法）が、約40年ぶりに大きく変わります※。この改正の背景にあるのは、高齢化や家族の形の多様化です。中でも、高齢社会の進行は、さまざまな問題をはらんでいます。今回の改正では、特に「配偶者が死亡して残される妻（夫）」の問題に注目し、相続によって家を失うといった問題を防ぎ、安定した生活を続けられるための法整備をすることを大きな目的としています。つまり、「自分が死んだ後も大切な人の生活を守りたい」と願う人にとって、この相続法改正は大きな味方になります。改正法は、来年には施行される可能性が高くなっています。ぜひ、改正の内容を知って、必要な備えをしておきましょう。司法書士が相続と法律の専門家として「これだけは知っておいてほしい」と思うポイントを、わかりやすく解説します。

※相続法改正を含む「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」は、2018年6月に衆議院を通過しました。成立した法律は、原則として公布から1年以内に施行されます。ただし、配偶者の居住の権利（配偶者居住権・配偶者短期居住権）は公布から2年以内の施行とされるなど、一定の例外があります。

変わるポイント大解説

今、何をしておくべき？

改正ポイント1 残された妻（夫）が「今の家に住み続ける権利」を新設

改正案の条文

（第１０２８条） 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始のときに居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利を取得する。（後略）
一　遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
二　配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

わかりやすく言うと……

被相続人（亡くなった人）の持ち家に一緒に住んでいた妻（夫）は、無償でその家に住み続けて生活ができる権利を得ることができます。この権利を得るには、遺産の分割で決めるか、被相続人が遺言しておくことが必要です。

現行の民法では、配偶者が亡くなった後に自宅に安定して住み続けるには、その家を相続するのが確実な方法です。しかし、相続する遺産の大半が自宅不動産という場合、配偶者が自宅をもらうと、それだけで法定相続分を超えてしまうことも。

子どものいる夫婦で夫が亡くなった場合、妻の法定相続分は遺産の２分の１。例えば、遺産のうち自宅不動産の評価額が３０００万円、預貯金が１０００万円とすると、２分の１は２０００万

円。妻が自宅を相続するには差額の1000万円を遺産分割用に用意することが必要になり、それが難しければ自宅を売却して現金で分ける、ということも、ケースによっては起こりえます。

これでは、残された妻（夫）が住居を失ったり、生活が不安定になったりしてしまいます。

そこで、今回の改正では、従来の**所有権から「住む権利」を切り分けて「配偶者居住権」を新設し、その権利だけを相続できる**ようにしました。この「配偶者居住権」を持っていれば、所有権が別の相続人や第三者のものになっても自宅に住み続けることができます。「配偶者居住権」の評価額は平均余命などを基に算出され、所有権よりも低額になるため、預貯金などの取り分も増えることになります。

つまり、「土地建物がほしいわけではないけれど、生きている間は住み慣れた自宅に安心して住みたい」という願いを持つ人に合った選択肢を増やしたのです。なお、改正案の条文には「使用及び収益をする権利」とあり、例えば、自宅で下宿を営んだり商売を行っていたような場合は、それを続けることも認められています。

この**「配偶者居住権」を得るには、2つの方法**があります。1つは、遺産分割協議で決めること。ただしこれは、子どもなど他の相続人との関係が良好でない場合は、難しくなります。

もう1つの方法は、遺言書に「妻（夫）に、配偶者居住権を取得させる」と書いておいてもらうことです。こちらのほうが確実なので、あらかじめご夫婦で話し合って、万一のときのために遺言書を用意しておくことをおすすめします。

また、忘れてはいけないのは、相続によって**「配偶者居住権」を取得したら、必ず登記が必要**だということです。登記をしていないと、他の人に権利を主張することができません。手続き等で迷うことがあれば、司法書士にご相談ください。

さらに、「配偶者居住権」は終身の権利ですが、もしこの権利が得られなかった場合でも、相続開始から6カ月程度の「配偶者短期居住権」があります。相続によって自宅の所有権が他の人に移っても、約半年は住み続けることができるので、転居先を探したり引っ越し準備をするなどの猶予期間が持てます。

今、これをしておこう

1.「配偶者居住権」を選択したいかどうか、夫婦で話し合っておく

2. 遺言書で意思を示しておく

相続手続、遺産承継に関することは、司法書士にご相談ください!

司法書士は相続手続のエキスパート。遺産承継や相続登記、「法定相続情報証明制度」の利用などについて、幅広い知識と経験でニーズにお応えします。何でもお気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン　昼10:00〜15:45　月・火・水・木・金曜日　03-3353-2700　司法書士が直接相談に乗ります!

改正ポイント② 遺産分割前でも預貯金から「仮払い」が可能に

改正案の条文

（第９０９条の２） 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第９００条及び第９０１条の規定により算出した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。（後略）

わかりやすく言うと……

（相続人が複数の場合）それぞれの相続人は、遺産である預貯金の一定額については、遺産分割協議がまとまる前でも個別に引き出して利用することができます。

現在、被相続人（亡くなった人）の預貯金は、遺産分割協議がまとまった後でなければ引き出すことができません。口座名義人が亡くなると口座は基本的に凍結され、解約には、相続人全員の戸籍謄本や住民票、印鑑証明書、遺産分割協議書などの書類を揃えて申請することが必要です。しかしそうすると、葬儀代が出せなくなったり、故人が毎月返済していた債務が滞ったり、場合によっては、残された妻（夫）が生活費に困ったり、ということが起こります。

そこで、今回の改正では、**一定範囲の金額までは、遺産分割協議前でも相続人それぞれが被相続人の預貯金を引き出せる**ようにしました。つまり、遺産の「仮払い」を認める制度です。この「一定範囲の金額」は、預貯金額と法定相続分などから計算しますが、金額の上限もあり複雑なので、実際に利用する場合には、司法書士など財産管理業務のできる専門家に相談することをおすすめします。

今、これをしておこう

改正によって、故人の預貯金の仮払いができるようになることを覚えておく
（実際に利用するときには、専門家に相談を！）

改正ポイント③ 遺言書の「目録」は、パソコン作成でもOK

改正案の条文

（第９６８条）２ 前項の規定（※）にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。（後略）
※自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

わかりやすく言うと……

「自筆証書遺言」でも、財産目録については自筆でなくても（パソコンなどで作成しても）OK。

遺言書には、大きく分けて「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。このうち自筆証書遺言は、自分で書いて押印すれば作成できるので、気分的にはハードルの低い遺言方法といえます。しかし、現在はすべてを自筆（手書き）しなければならないとされているので、財産の内容などをきちんと書き記そうとすると、実はなかなか大変な作業になります。

そこで、今回の改正では、**財産目録については自筆でなくても良い**、ということになりました。パソコンで作成したりストをプリントアウトして添付できるので、管理や修正も楽になります。ただし、その場合でもすべてのページに自署して押印されていないと無効になるなど、押さえるべきポイントがあります。

自筆証書遺言は、押印や日付など必要要件が欠けていて無効になる、というケースが意外に多く見られます。**大切な遺言書をうっかりミスで無効にしないためには、専門家のチェックとアドバイスを受けることをおすすめ**します。

今、これをしておこう

1. 財産目録はパソコンでつくっておくと便利
2. 残される人に思いを伝える遺言書は、専門家に相談して作成

改正ポイント④ 登記をしないと権利が主張できません！

改正案の条文

（第899条の2） 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

わかりやすく言うと……

法定相続分を超えて相続した不動産などについては、登記・登録をしなければ、第三者に対して権利を主張できません。

今回の改正では、「登記」の重要性がさらに増しています。

遺言によって、法定相続分より多く不動産などを取得した場合、これまでは、登記をしていなくても所有権を認められていました。しかし、この改正によって、**登記をしなければ権利を主張できないことになります。**

例えば、相続人が妻と子で、遺言で自宅不動産を妻に相続させたとします。妻が登記をせずにいて、その間に子が法定相続分で登記をして、自分の持ち分として2分の1を売ってしまった場合、これまでは、判例によって妻の所有権が守られてきました。しかし改正法が施行されると、登記を先に備えた者の保護が優先され、妻の主張は認められなくなります。

改正ポイント①の「配偶者居住権」も登記が必須となっているように、今後はさらに登記の重要性が増していくと考えられます。自分の権利をしっかり守るために、**「相続したらすぐ登記」**と覚えておきましょう。

今、これをしておこう

「相続したらすぐ登記」を、しっかり覚えておく

改正ポイント⑤ 義父母の介護を担った場合など、権利を主張できます

改正案の条文

（第1050条） 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができる。

わかりやすく言うと……

被相続人（亡くなった人）の療養看護などで貢献した法定相続人でない親族（例えば、息子の妻など）は、その貢献に応じた金額を相続人に請求できます。

現行の民法にも、被相続人（亡くなった人）に対して介護や仕事での貢献などの「特別の寄与」をした相続人には、相続分の算定において寄与に応じた増加を認める制度があります。しかし例えば、海外勤務の子の代わりに介護をしていた甥・姪や、義父の面倒を見て家業を支えていた息子の妻など法律上の「相続人」に当たらない人は、どれほど貢献が大きくても、法的には相続の権利はありませんでした。

そこで、今回の改正では、この**「特別の寄与」によって遺産を得る権利がある人の範囲を、「親族」にまで広げました。**当事者間で協議がまとまらないときは、家庭裁判所に請求して判断を仰ぐことができます（ただし相続開始から1年以内など期限付きなので注意）。家庭裁判所は、寄与の時期や方法、程度などから判断して、特別寄与料の額を決めます。

なお、「どのくらいの貢献をしたか」は、当人が死亡した後に証明するのはなかなか難しいので、寄与分の請求の可能性がある人は、日ごろから記録を残しておくことをおすすめします。

今、これをしておこう

貢献した分の遺産分与を請求したいと思ったら、記録を残しておく

100年でこんなに変わった!

司法書士今昔物語

―第1回―

東京司法書士会は、2019年11月9日に設立100周年を迎えます。
この100年の間には、社会のあり方も法制度も大きく変わりました。
それに伴って、市民の身近な法律家である司法書士の役割や立場も、変化してきました。
その変化の一端を、しほたんがご紹介します。

東京司法書士会
公認キャラクター
しほたん

1 100年前、司法書士は「司法書士」じゃなかった

現在の司法書士という職業が、法律家としての身分を認められたのは、1919（大正8）年4月に交付された「司法代書人法」でした。それ以前にも、司法書士のルーツと言える訴状の作成などを代理で行う職業は江戸時代から存在していたのですが、はっきりと法律で定められたのはこのときが初めてでした。そして、この年の11月に、「東京司法代書人会」が設立されました。これが現在の東京司法書士会です。

あれ、でも名前が違う？　実は、このときはまだ、「書類を代筆する人」という役割が大きかったため、明治以来の「代書人」という名称が残ったのです。

現在は……

1935（昭和10）年の「司法書士法」によって、「司法代書人」は現在の「司法書士」に名称変更されました。これは、単なる書類の代筆だけでなく、もっと幅広く司法のサポーターとしての役割を担うようになってきた当時の司法代書人たちが、「代書人」という呼び方を改めたいという強い思いで国を動かしたのです。

2 昔、司法書士事務所の二階には「茶屋」があった!?

現在の不動産登記制度の原型がつくられたのは、1886（明治19）年。当時の法律では、登記は本人が申請しなければならず、さらに即日処理が原則で、その日のうちに登記済証を受け取らなければなりませんでした。そのため、司法書士事務所の2階などには、登記の完了を待つ依頼人のための茶屋が設けられていることが多かったようです。依頼人たちは日がな一日、お茶を飲んだり将棋を指したりしながら登記ができるのを待つという、のどかな光景が繰り広げられていたとのこと。この「登記茶屋」は、戦後すぐの頃まで存在していたようです。

現在は……

不動産取引には司法書士が立ち会い、登記申請業務を責任を持って代行します。依頼人には、後日に不動産の所有者であることを証明する「登記識別情報」をお渡しするので、手続き待ちの時間は必要なし!

3 戦後の登記回復に尽力した司法書士

第二次世界大戦末期の東京大空襲によって、東京は焼け野原になりました。そのときに裁判所や登記所も焼け、登記簿など多くの記録が失われました。この失われた登記の回復に尽力したのが、司法書士です。焼失を免れた権利書や土地台帳の写し、司法書士の事務所に保存されていた過去の登記案件の写しなどを元に、大量の復元作業を一つひとつ地道に行っていったそうです。

現在は……

登記制度がきちんと機能しなくなると、さまざまな混乱が起こり、国の基盤を揺るがしかねません。現在大きな問題になっているのは、相続時に登記をせずに放置される不動産（空き家）。司法書士は、この空き家問題の改善に力を注いでいます。

参考文献：『東京司法書士会史』（東京司法書士会）

司法書士 なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。司法書士は「あなたの街の法律家」。一人で悩まず、なんでも相談してください。
このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 父の会社を引き継ぎました。現在有限会社ですが、株式会社にすることはできますか。また、変更すると何かデメリットは?

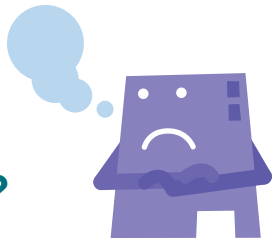

A 株式会社への変更は可能です。会社の規模を大きくしたいときや、会社の公的な信頼を高めたいときは、株式会社へ移行することも一つの方法ですね。有限会社と株式会社では、役員の登記など必要な手続きに違いがあります。気を付けたいのは、次の2つです。

1つは、株式会社の役員には任期があることです。任期は最長でも10年。任期が来たら忘れずに役員登記をしなければなりません。それに対して有限会社は、役員の任期は定められていませんので、辞任や解任あるいは亡くなったとき以外は、役員変更の登記は必要ありません。

もう1つの大きな違いは、決算公告の要否です。決算公告とは、会社の規模により違いますが、貸借対照表や損益計算書を定款に定めた方法で公告する（世に知らしめる）こと。株式会社にはその義務があります。

なお、2006年の会社法施行により、現在は有限会社の設立はできないので、一度株式会社に変更すると有限会社に戻すことはできません。両社の特質を考慮したうえで、株式会社に変更したいという場合は、司法書士にご相談ください。

Q2 相続のことで悩みがあり、相談したいのですが、弁護士と司法書士のどちらにお願いすればいいのでしょうか。

A お悩みの種類によって、相談相手が変わります。

相続した不動産の登記や遺産承継の手続きでわからないことがある、代わりに手続きを行ってほしいというような場合は、司法書士にご依頼ください。特に登記関係は司法書士の専門分野です。

それに対して、お悩みがいわゆる「もめ事」の場合は、弁護士の出番です。相続人間に争いがあって交渉が必要な場合は、弁護士にご相談ください。また、相続税などについては税理士にお尋ねください。

もし、いろいろな問題が絡んでいてどこに相談するべきかわからない、という場合は、まずは司法書士にご連絡ください。「あなたの街の法律家」として、適切な相談窓口などをご紹介します。

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つコミュニケーション講座 第5回

臨床心理士 菅野泰蔵
すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』（PHP研究所）、『上手に「気持ち」を伝える技術』（大和書房）など著書多数。

他人の悪口を話してくる人への対応

嫌だなぁと思いつつ、話されると聞いてしまう人の悪口。そして聞いた後にぐったり。こんな経験、あなたにもありませんか？ 悪口は聞いて気分のよいものではありません。でも相手との関係性もあるため、無視するのは難しい。どうしたらよいのでしょうか。

「悪口は聞かない」の態度を明確に

悪口を話してくる人への対応として大切なのは、「私は悪口は聞かない」という姿勢を示すことです。その上で、良好な関係性は継続できるようにすること。相手との関係がぎくしゃくすることを恐れ、適当にあいづちをうってしまったりすると、「悪口を聞いてくれる人」と思われてしまうかもしれません。同調や反論はせず、相手に自分の意思を知らしめることが必要です。

具体的に何をしてほしいのか聞いてみる

例えば、あなたの兄と姉の仲が悪く、お互いの悪口をあなたに言ってくるとしましょう。双方から悪口を聞くのはストレスだけど、兄弟である以上、関係が悪くなるのも避けたい。

そのようなときは、「お兄さん（お姉さん）の言い分はよくわかった。それで私に何をしてほしいの？」と聞いてみましょう。ポイントは、相手が建設的な話し合いや解決を望んでいるのかを確かめることです。ただ悪口を言いたいだけとわかれば、「私は建設的な話なら聞きたいけど、そうじゃないなら聞く気になれない」とはっきり伝えていいのです。相手も、それ以降はあなたにただの悪口は言いにくくなるでしょう。

逆に、「こうしたい」という話になれば、兄や姉の隠れた不満や希望を知るチャンスにもなり、相互理解がより深まるかもしれません。

相手の意表を突くひと言がある!?

とはいえ、つい感情的に言い返したくなるケースもありますよね。例えば、他人に身内の悪口を言われた場合です。そのようなときは「そういう欠点は私も改善してほしいので、本人に伝えてもいいですか？」と切り返してみましょう。悪口は大抵、本人に言えないから第三者に言うのです。それを本人に伝えると提案されたら止めるはず。そして、「この人に悪口を言うと、本人に伝えられてしまうかも」と思うでしょう。

「本人に伝えます」のひと言は、相手を否定せず、でも自分は悪口を話すのに適切な相手ではないことを知らしめる有効な手段です。

世界の偉人に学ぶ！ ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも
「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。
そんなときは、偉人がヒントをくれる。
どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

落ちぶれて、袖に涙がかかるとき、人の心の奥を知ることができるというのは本当だ。

―樋口一葉

〔樋口一葉〕1872年生まれ、小説家。19歳の頃より、小説家を志して、半井桃水に師事。1892年に同人誌「武蔵野」で『闇桜』を発表。1895年から病没する翌年までの約1年10カ月で『たけくらべ』『うつせみ』『にごりえ』『十三夜』『わかれ道』などの作品を残した。

明治時代の女流作家・樋口一葉。五千円札の肖像としても有名だが、自身はお金に苦労してばかりだった。

一葉は17歳にして、父が肺結核によって病死したことにより戸主となり、一家の代表として、母と妹の3人で暮らすことになった。

だが、本郷菊坂町の借家での女性ばかりの生活は経済的に苦しく、母と妹は必死に内職をした。一葉はというと、幼い頃から本ばかり読んでいたため目が悪くて、針仕事ができなかった。そこで執筆で何とか稼ごうと考えたのが、小説の世界に足を踏み込んだきっかけである。

一葉は小説家の半井桃水のもとで小説を学び、『闇桜』という作品で同人誌デビューを果たすと、1年で8編にも及ぶ短編を発表。作家としての道を切り拓いた。

しかし、それでも文筆業だけで食べていけるほどの収入からは程遠かった。一葉は21歳のときに、雑貨屋を開業することを決意する。だが、開業にあたって借金しようとするも、なかなか貸してもらえない。苦しい心境をこう吐露している。

「落ちぶれて、袖に涙がかかるとき、人の心の奥を知ることができるというのは本当だ。不足のなかったその昔は、人は誰でも情け深いもの。世の中はいつまでも変わらないものと思っていた」

落ちぶれたときに初めて、世間の厳しさを知ることがある。そして、人生が好転するのもまた、そんなピンチのときだ。

開業後、一葉は雑貨屋の主人として、商品の買出しをしたり、店番をしたりして、店を切り盛りするなかでも、小説を書き続けて、『琴の音』と『花ごもり』を完成させた。さらに、雑貨屋での経験を生かした『たけくらべ』を書くと、森鷗外や幸田露伴などにも高く評価され、日本文学史に名を刻むことになった。

危機こそチャンス。どんな状況でも失望することはない。

樋口一葉的結論

困ったときだからこそ、大切なものに気づく。

そこからまた始まる。

文 真山知幸 | 執筆業。偉人をテーマにした著書に『君の歳にあの偉人は何を語ったか』（星海社新書）、『最高の人生に変わる天才100の名言』（PHP研究所）、『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）など。書籍の監修や、大学での講義も行っている。

東京司法書士会 活動報告

東京司法書士会の活動について、ご紹介します!

中学生親子を対象に法律教室を開催

6月9日に東村山市立第六中学校にて、中学１～3年生とその保護者を対象に、法律教室を開催しました。司法書士7名が講師として、司法書士の業務の紹介と、SNSに書き込む際の注意点など、身近なトラブルをクイズ形式で出題。また、ディズニーランドのシンデレラ城を題材にして登記の仕組みを説明しました。生徒たちは、用意された3つの解答の選択肢から正しいと思うものを選んで答えたり、積極的に質問をしたりするなど、活気のある講義となりました。

中学生たちは身近なテーマを通して、法律を学びました。

7年を越えた東日本大震災の仮設住宅における巡回相談

東京司法書士会は東日本大震災以降、岩手県司法書士会の要請に応えて多くの司法書士を相談員として岩手県沿岸の仮設住宅巡回相談事業に派遣してきました。自ら被災者の方々を訪ね、膝を突き合わせてお話を伺い、一人でも多くの声を救い上げることに尽力しています。この取り組みは、高齢者や車がなく外出に不便している方などを支援するために、岩手県司法書士会の呼びかけのもと始まりました。当会では、今後も司法書士を派遣し、支援を続けてまいります。

年間を通し隔週で、いまだ多くの方々が暮らす被災地の仮設住宅を回っています。

一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンに参加

東京都は関係団体や近接する3県とともに、多重債務問題の解決やヤミ金融被害防止の取り組みを行っています。その一環として、6月13日に新宿で開催された「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に東京司法書士会も参加しました。当会からは10人の司法書士が参加し、ブースを設置して無料相談を実施。多くの方が相談に訪れました。また、他の参加団体とともに街頭で啓発グッズを配布し、ヤミ金融被害の撲滅を訴えました。

東京司法書士会も参加したステージプログラム「司法書士によるヤミ金被害救済」。

今回の表紙

東洲斎写楽
「二世瀬川富三郎の大岸蔵人妻やどり木と中村万世の腰元若草」
©公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

ファーロ faro 2018 summer vol.46 ／ 2018年7月31日発行
発行元：東京司法書士会 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 TEL.03-3353-9191　発行責任者：清水輝明　編集人：倉石裕子　制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では無料法律相談を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

おまかせ!!

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには?

友人とのお金の貸し借りで困っている

隣家と境界線でトラブルに

弟と遺産争いに…

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日(月〜金曜)

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜(祝日除く)

042-540-0663

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方(東京在住の方のみ)を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

(東京司法書士会事務局)

平日 9:00~17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

● 四ツ谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37

(JR四ツ谷駅から徒歩4分)

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます(女性の方のみ)。電話予約の際に、その旨お伝えください。

● 立川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

(JR立川駅から徒歩6分)

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00~16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

まずはお電話ください!

視覚障がいの方のための音声コード(Uni-Voice)です

東京司法書士会 https://www.tokyokai.jp/